**水産業成長産業化事業実施要領**

**第１　趣旨**

水産業成長産業化事業については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府漁業振興事業費補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、事業の円滑かつ適正な実施及び確実な事業効果の発現を図るため、この要領の定めるところにより実施する。

**第２ 事業内容**

１　補助事業者

補助金の対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号の要件のいずれかを満たす者のうち、知事が適当と認める者とする。

（１）養殖業を営む又は営もうとする法人

（２）漁業者

（３）水産業協同組合又は水産業協同組合連合会

２　補助事業者の資格要件

次に掲げる者は、本事業を申請することができない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

（２）法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（３）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

また、次に該当する場合は審査の対象から除外する。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ　その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

３　補助対象事業

補助金の交付の対象とする事業は、大阪府内で新たに実施する養殖事業、又は養殖生産物の高付加価値化の取組で、次の各号の要件のいずれかを満たす事業とする。ただし、国庫補助事業に採択されている場合は本補助金の交付の対象外とする。

（１）新たに実施する養殖事業

（２）既存養殖事業者が新魚種で行う養殖事業

（３）価値向上のため、新たな手法で行う養殖事業又は加工施設等の設置

（４）その他、大阪府の成長に資する養殖業と認められる事業で、知事が適当と認める事業

４　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表１のとおりとする。

５　補助率及び要件等

補助対象経費の補助率、補助上限額及び条件は別表２のとおりとする。

６　事業の採択要件

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

（１）養殖に係る具体的な計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有すること。

（２）海面養殖の場合、区画漁業権が設定されている又は事業開始前までに設定見込であること。

（３）本事業に係る経理その他の事務執行について、適切な管理体制及び能力を有すること。

（４）補助事業者の名称、事業地及び取組内容が公表可能であること。

（５）採択された年度内に養殖準備を整え、種苗を投入できること。ただし、養殖時期の関係で年度内に種苗の投入ができない場合には、年度内に事業を全て完了した上で、事業計画に記載した時期までに種苗を投入すること。

（６）種苗投入を行った年度から、５年間養殖を継続すること。ただし、やむを得ない事情により継続が困難となる場合は、この限りではない。

**第３ 事業計画書の作成、審査**

１　事業計画書の作成及び提出

補助事業者は、水産業成長産業化事業計画書（様式第１号。以下「計画書」）という。）を作成し、知事が別に定める日までに提出するものとする。

２　計画書の審査

提出された計画書は、実現可能性及び継続性、将来性、売上（収益）予測、関連産業への波及効果の観点から審査を実施し、一定の水準を満たすものについて、経費の妥当性等を勘案し、予算の範囲内で採択の決定を行うものとする。

審査結果については審査結果通知書（様式第２号）により行う。

３　審査項目

審査は以下に掲げる項目について行うものとする。

（１）需要に応じた適正な養殖業の観点で高付加価値な魚種。

（２）養殖事業としての採算性が期待できるもの。

（３）運営体制が整っており、将来に渡る養殖の継続性が見込まれるもの。

（４）養殖の実施により、他産業への経済波及など大阪府の成長に資する効果が見込まれるもの。

（５）養殖の実施場所について、土地所有者や関係機関の同意を得られていること。

４　事業の着手

事業の着手は、原則として、要綱に基づく補助金の交付決定後に行うものとする。

**第４　事業内容の変更**

補助事業者は、事業の採択後に事業内容の一部又は全部を変更しようとする場合は、知事に水産業成長産業化事業変更計画書（様式第３号）を提出し、変更の可否の決定を受けなければならない。

**第５　事業成果の報告**

１　事業成果報告書の提出

補助事業者は、最初に種苗を投入した年度から起算して５年間、事業成果報告書（様式第４号）により知事に事業成果を報告するものとする。事業成果報告書の提出に当たっては、事業実施状況が確認できる書類を添付し、提出するものとする。

２　事業成果報告書の審査

知事は、前項により提出された事業成果報告書を遅滞なく審査し、審査の結果、改善が必要と認められた場合には、補助事業者に対して改善を指示することができる。

３　補助金の返還

知事は、補助事業者が前項の改善に応じない場合には、補助金の返還を求めることができる。

**第６　実施状況及び成果の公表**

知事は、養殖産業の振興を目的として事業実施状況及び事業成果等について、大阪府のホームページ等で公表することができる。この場合、補助事業者の営業秘匿等に十分配慮するものとする。

**第７　効果的かつ適切な執行の確保**

１　経過報告

知事は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認められるときは、必要な限度において、補助事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

２　改善措置

知事は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められた時には、その違反を是正するために、補助事業者に対し必要な措置を講ずることができる。

**第8　その他**

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年○月○日から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）の前日までの間における第２第２項第２号の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

**別表１**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 経費項目 | 内容 |
| 資機材導入費補助 | 養殖施設費 | 建屋、水槽、ポンプ、配管、水温調整機器、予備電源等  （ただし、修繕は対象外とする） |
| 備品・消耗品費 | 人工海水、養殖資材、餌料費、その他消耗品等 |
| 種苗確保費 | 種苗の購入や運搬、確保に要する経費等 |
| 調査・研究費補助 | 研修視察費 | 先進地視察、専門家派遣等 |
| 技術開発費 | 委託費、試験実施等 |

**別表２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 補助率 | 補助上限 | 条件 |
| 資機材導入費補助 | 1/2以内 | 250万円 |  |
| 調査・研究費補助 | 1/2以内 | 50万円 | 資機材導入費補助を活用すること |